

## 石川県介護支援専門員更新研修及び 介護支援専門員証の有効期間の更新について

介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和4年1月から12月の介護支援専門員の方へのお知らせです。

対象となる介護支援専門員で、現在、介護支援専門員業務に従事している方や今後業務に従事予定の方は、更新研修を受講のうえ、介護支援専門員証を更新する必要があります。有効期間満了日までに更新研修未修了の場合、又は修了後に更新手続きをしない場合は、有効期間満了後は介護支援専門員業務に従事できなくなります。

令和3年度の更新研修の対象者の方には、個人宛に案内を送付いたしました（令和3年2月5日付長第1750号）。今後の就業予定や研修受講に要する時間等を勘案し、介護支援専門員更新研修を受講されるかどうかをご判断いただき別紙の説明に従って所定の手続きを行ってください。

なお、介護支援専門員証が失効した場合でも、介護支援専門員再研修を受講し、新たに介護支援専門員証の交付を受ければ、業務に従事できることを申し添えます。

※ 有効期間満了後に介護支援専門員として業務に従事した場合、登録を削除することもありますので、ご注意ください。

# 介護支援専門員証更新対象者のための手続きフローチャート

「介護支援専門員証」の有効期間の更新を希望する

ここからスタート

\* 介護支援専門員、認定調査員、指定居宅介護支援事業所管理者として従事する予定がある（又は従事している）場合は『はい』を、従事する予定がない場合は『いいえ』を選択してください。

いいえ

有効期間満了後、介護支援専門員証の返納

D

\* 有効期間満了後は、介護支援専門員業務に従事することができなくなりますが、資格者名簿への登録は残ります。再研修を修了後、交付申請により介護支援専門員証を取得すれば、介護支援専門員業務に従事できます。

はい

主任介護支援専門員資格を持っている

\* 主任介護支援専門員研修を修了後、一度介護支援専門員証が失効した場合は、主任介護支援専門員の資格も失われます。

はい

前回の介護支援専門員証の更新後、主任介護支援専門員更新研修を修了した

いいえ

いいえ

介護支援専門員としてケアプラン作成業務に従事している（または、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に従事したことがある）

\* 従事した期間の長短は問いません。  
\* 認定調査業務は実務経験として認められません。  
\* 連絡調整を補助的に行う等、直接ケアプラン作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。  
\* 指定居宅介護支援事業所の管理者業務は実務経験として認められます。

いいえ

今年（R3年度）主任介護支援専門員更新研修を受講予定である

\* 主任介護支援専門員更新研修の受講には要件があります。要件を満たさない場合は受講できません。  
\* 主任介護支援専門員更新研修を受講できるのは、主任介護支援専門員の有効期限の2年前の年度からです。

はい

はい

主任介護支援専門員更新研修の受講

\* 4月頃、R3年度主任介護支援専門員更新研修の受講対象の方全員に、申込方法をご案内する予定です。今しばらくお待ちください。  
\* 主任介護支援専門員更新研修をもって、更新研修A（専門研修課程Ⅱ）に代えることができます。そのため、両方の研修に申込みされた場合は、ご連絡の上、更新研修Aの申込みをキャンセルさせていただきます。

はい

いいえ

初めての更新の方はH28～R2年度に、2回目以降の更新の方は今までの更新時に、専門研修課程Ⅰを修了している

はい

いいえ

更新研修Bの受講

B

修了後

初めての更新の方はH28～R2年度に、2回目以降の更新の方は前回の更新日以降に、専門研修課程Ⅱを修了している

\* **更新の都度、研修受講が必要**です。特に2回目以降の更新の方は、前回の更新日以降に専門研修課程Ⅱを受けているかを必ずご確認ください。

はい

更新研修A（専門研修課程ⅠとⅡの両方）の受講

A-1

修了後

いいえ

更新研修A（専門研修課程Ⅱのみ）の受講

A-2

修了後

介護支援専門員証

更新手続き

C

A-1からDの手続きについては、裏面の説明をご覧ください。

## 具体的な手続きについて

A-1

### 更新研修A(専門研修課程Ⅰ・Ⅱ)の受講及び更新手続きが必要

・申込期限：令和3年3月5日(金)17時まで

- ※「介護支援専門員実務経験にかかる証明書」の提出が必要です。
- ※研修費用は、研修期間中にお支払いいただきます。
- ※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

受講決定通知は  
4月中に送付予定です



A-2

### 更新研修A(専門研修課程Ⅱ)の受講及び更新手続きが必要

・申込期限：令和3年3月5日(金)17時まで

- ※「介護支援専門員実務経験にかかる証明書」の提出が必要です。
- ※研修費用は、研修期間中にお支払いいただきます。
- ※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

受講決定通知は  
4月中に送付予定です



更新研修Aを受講する方は、研修受講前に事例の提出が必要です。  
\*詳しくは別紙「事例の提出について」をご参照ください

B

### 更新研修Bの受講及び更新手続きが必要

・申込期限：令和3年8月31日(火)17時まで

- ※研修費用は、研修期間中にお支払いいただきます。
- ※更新手続きに必要な書類などは、研修修了時にご案内します。

受講決定通知は11月  
初旬までに送付予定です



#### 【研修申込方法】

1. 石川県ホームページ(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/index2.html>)のトップ画面をひらく
  2. 右下の「オンラインサービス」から「電子申請」を選択する
  3. 石川県電子申請システムへのリンク(外部リンク)を選択する(※利用者登録が必要です)
  4. 手続き一覧から、「更新研修A」または「更新研修B」の申込を選択し、必要事項を入力する
- ※スマートフォンをご利用の方は、上記QRコードからも申込が可能です。
- ※申込受理は自動返信メールでご確認ください。
- ※Web上で申込出来る環境がない方は、石川県長寿社会課(076-225-1498)へご連絡ください。

C

### 介護支援専門員証の 更新手続きが必要

別紙「介護支援専門員証更新の手続きについて」  
をご覧ください。

D

### 有効期間満了後、介護支援 専門員証の返納が必要

・提出書類：介護支援専門員証  
返納後については、別紙「介護支援専門員再研修  
について」をご覧ください。

# 介護支援専門員更新研修について

## 更新研修 A

対象者	介護支援専門員証の有効期間満了日が令和4年1月～12月で、介護支援専門員の実務経験がある方（現任・非現任は問いません）	
研修内容	専門研修課程Ⅰ・Ⅱと同様	
時間数	課程Ⅰ（56時間）	課程Ⅱ（32時間）
実施時期	令和3年5月～7月（仮）	令和3年7月～8月（仮） 令和3年10月～11月（仮）
費用	研修手数料23,000円 +テキスト代実費相当	研修手数料12,000円 +テキスト代実費相当

専門研修課程Ⅰ：9日間（仮）  
対人個別援助技術、ケアマネジメントのプロセス、保健医療福祉の基礎理解 など

専門研修課程Ⅱ：4日間（仮）  
居宅・施設介護支援の事例 など

## 更新研修 B

対象者	介護支援専門員証の有効期間満了日が令和4年1月～12月で、介護支援専門員の実務経験がない方
研修内容	講義・演習
時間数	56時間（+ケアプラン作成実習）
実施時期	令和3年12月～令和4年3月（仮）
費用	研修手数料28,000円+テキスト代実費相当

研修内容：合計11日間（仮）の集合研修と、研修期間内に各自で在宅の要介護者に協力を依頼し、ケアプラン作成実習を行うもの。

・施設等において、ケアプランを作成せず認定調査業務のみを行っており、今後も調査業務を続ける場合は、更新研修Bの受講が必要です。

・申込者数により、実施時期及び日数、コース数を決定します。

・具体的な日程や会場については、受講決定通知書にてお知らせします。  
研修の一部は、Web環境を利用してオンライン実施することを検討しております。

・時間数・実施時期については、令和3年1月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 介護支援専門員証更新の手続きについて

- ・ 所定の更新研修を修了された方は、以下の①～④の書類等をそろえ、更新申請を行ってください。
- ・ この手続きが完了しないと介護支援専門員証の有効期間は更新されません。
- ・ 更新申請の受付期間は、有効期間満了日の1年前から、有効期間満了日の1ヶ月前までです。
- ・ 必要書類の様式については、石川県ホームページからダウンロードしてください。  
(石川県ホームページ: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/keamane/index.html>)

### ① 介護支援専門員証有効期間更新申請書(第9号様式)

- ・ 石川県証紙2,000円分を貼付してください。

### ② 写真(縦3cm×横2.4cm) 2枚

- ・ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景、無加工のもの。

### ③ 介護支援専門員証(原本)

- ・ 新しい介護支援専門員証の交付まで時間がかかりますので、コピーをとりお手元にお持ちください。
- ・ 紛失等により添付できない場合は、代わりに「介護支援専門員証紛失届」を添付してください。

### ④ 更新にかかる研修の修了証明書の写し

- ・ 更新するためには、その都度、研修の受講が必要です。
- ・ 紛失等により添付できない場合は、代わりに「研修修了確認依頼書」を添付してください。
- ・ 住所又は氏名に変更があった方は「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」を添付し、住民票(住所変更の場合)、戸籍抄本(氏名変更の場合)と併せて提出してください。

## 介護支援専門員再研修について

今回、介護支援専門員証を更新しなかった方が、今後介護支援専門員の業務に従事する場合は、

### ① 再研修(更新研修Bと同じ内容)を受講する

56時間+ケアプラン作成実習、研修手数料28,000円+テキスト代実費相当

### ② 介護支援専門員証の交付申請を行う

手数料2,000円

【失効した介護支援専門員証の送付先】

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部長寿社会課 地域包括ケア推進グループ

- ・ 介護支援専門員証の有効期間が切れ失効しても、資格者名簿への登録は残りますので、再度介護支援専門員実務研修受講試験を受験する必要はありません。

- ・ 石川県での再研修は、例年12月～3月に更新研修Bと合同で実施しています。介護支援専門員証の交付はその修了後になるため、ご自身の就業予定時期を考慮の受講年度を決めてください。

- ・ 再研修を受講したい場合は、「石川県電子申請システム」よりお申込みください。

【申込期限：令和3年8月31日(火)17時】

スマートフォンからの申込はこちら →



パソコンから申込みの場合は、別紙「具体的な手続きについて」の【研修申込方法】をご確認いただき、手続き一覧の画面で、「再研修」の申込を選択して、必要事項を入力してください。(利用者登録が必要です)

※申込受理は自動返信メールでご確認ください。研修の詳細は受講決定通知にて11月初旬にお知らせいたします。

## 事例の提出について

更新研修Aの演習を受講するにあたり、事例の提出が必要となります。  
 以下の7種類のいずれかに該当する事例をご提出いただく予定です。  
 詳細については、受講決定通知書にてお知らせします。

### 7類型

【研修で使用する類型】

項目	課目名	キーワード例
A	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	筋力低下改善・日常運動の強化・リハビリテーション実施・住宅改修・福祉用具利用・外出支援・高齢者の外出先の開発・外出時の休息やトイレについて・機能強化ロボット使用等
B	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	生活機能低下における対応・看護サービス利用について・生きがいの実現のための支援・痛みの改善の取組・緩和療法・死の受容に関する事・葬儀や遺品に関する相談対応 等
C	認知症に関する事例	初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障害の取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的・心理的な状況 等
D	入退院時における医療との連携に関する事例	医療チームへの伝達・介護チームへの伝達・説明責任・難病の取組・医療の活用・入院における介護負担に関する事・入退所におけるコンプライアンスに関する事・高齢者に多い入院を伴う疾患・感染症 等
E	家族への支援の視点が必要な事例	家族に疾患がある場合の対応・利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応・家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応・家族間の関係性を対応した 等
F	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	地域支援・社会資源と特徴と対応・社会資源との連携・社会資源介入と対応・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度利用・虐待事例 等
G	状態に応じた多様なサービス（地域密着サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	住み替えの対応・生活機能促進、利用者の主体的な選択に関する対応・説明と同意に関する事・施設サービスの対応・地域密着サービスの対応・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）・小規模多機能居宅介護活用 等